

阿賀野市地域防災計画 (案)

【雪害対策編】

阿賀野市防災会議

目 次

雪害対策編	1
第1章 雪害対策	3
第1節 雪害対策総則.....	3
第2節 気象情報等伝達計画.....	6
第3節 市職員の配備・招集計画.....	11
第4節 孤立予想地区の通信・連絡体制等の整備	16
第5節 建築物の雪害予防計画.....	18
第6節 電力・通信の確保計画.....	20
第7節 道路交通の確保.....	21
第8節 雪崩防止施設等の整備.....	24
第9節 豪雪時の医療対策.....	25
第10節 教育条件の整備.....	26
第11節 雪崩事故の防止と応急対策.....	27

雪害対策編

第 1 章 雪害対策

第 1 節 雪害対策総則

1 計画の方針

市及び防災関係機関は、積雪期においても市民の安全な日常生活や円滑な経済活動が確保されるよう、通信・交通網の確保、雪崩災害の防止、屋根雪処理の推進、医療・教育等の公共サービスの確保等に努める。

なお、一般災害対策編と内容に変更のない計画については、一般災害対策編の計画を準用することとする。

2 住民及び地域の役割

(1) 住民の役割

住民は、積雪期を安全に過ごすため食料や燃料及び自宅除雪に係る費用や装備などの備えを行うとともに、屋根雪や雪処理中の事故防止を心掛ける。

(2) 地域の役割

地域（自治会、自主防災組織、民生委員など）により、除雪困難世帯等に対して、日常の訪問活動の強化など雪下ろし等の除排雪の支援に努める。

3 市の役割

(1) 豪雪に伴う災害救助の実施

豪雪災害時の災害救助法及び新潟県災害救助条例に基づく救助の実施基準は、他の災害と同様、原則として一般基準（住家の滅失世帯数）による。しかし、豪雪災害は地震・風水害等の災害と異なり、緩慢かつ長期にわたる災害で、応急救助に着手すべき時点の把握が困難なため、災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 4 号に定める事態（多数の者が生命または身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた）として法、条例の適用が必要な場合がある。

市は、「豪雪災害に際して災害救助法又は新潟県災害救助条例を適用し応急救助を実施する場合の運用基準」（昭和 50 年、新潟県）をかかる事態の判定指針とし、現実の被害状況等を考慮した上で救助の実施を検討するものとする。

(2) 地域道路除排雪の円滑な実施

「除雪対策協議会」を開催し、地域道路除排雪の円滑化を図る。

(3) 降・積雪情報の収集

ア 積雪量観測所における観測等

県の指定した積雪量観測所について、毎年初雪から雪消えまで、積雪深及び降雪量を毎日定時に観測・記録し、雪消え後、県防災局に報告する。

観測所の廃止、移転等、指定の変更が必要な場合は、県に協議する。

イ 降・積雪情報の定時報告

県が指定した降・積雪情報の定時報告箇所については、毎年初雪から雪消えまで、毎日の積雪深と前日からの降雪量を、定時に県防災局に報告する。

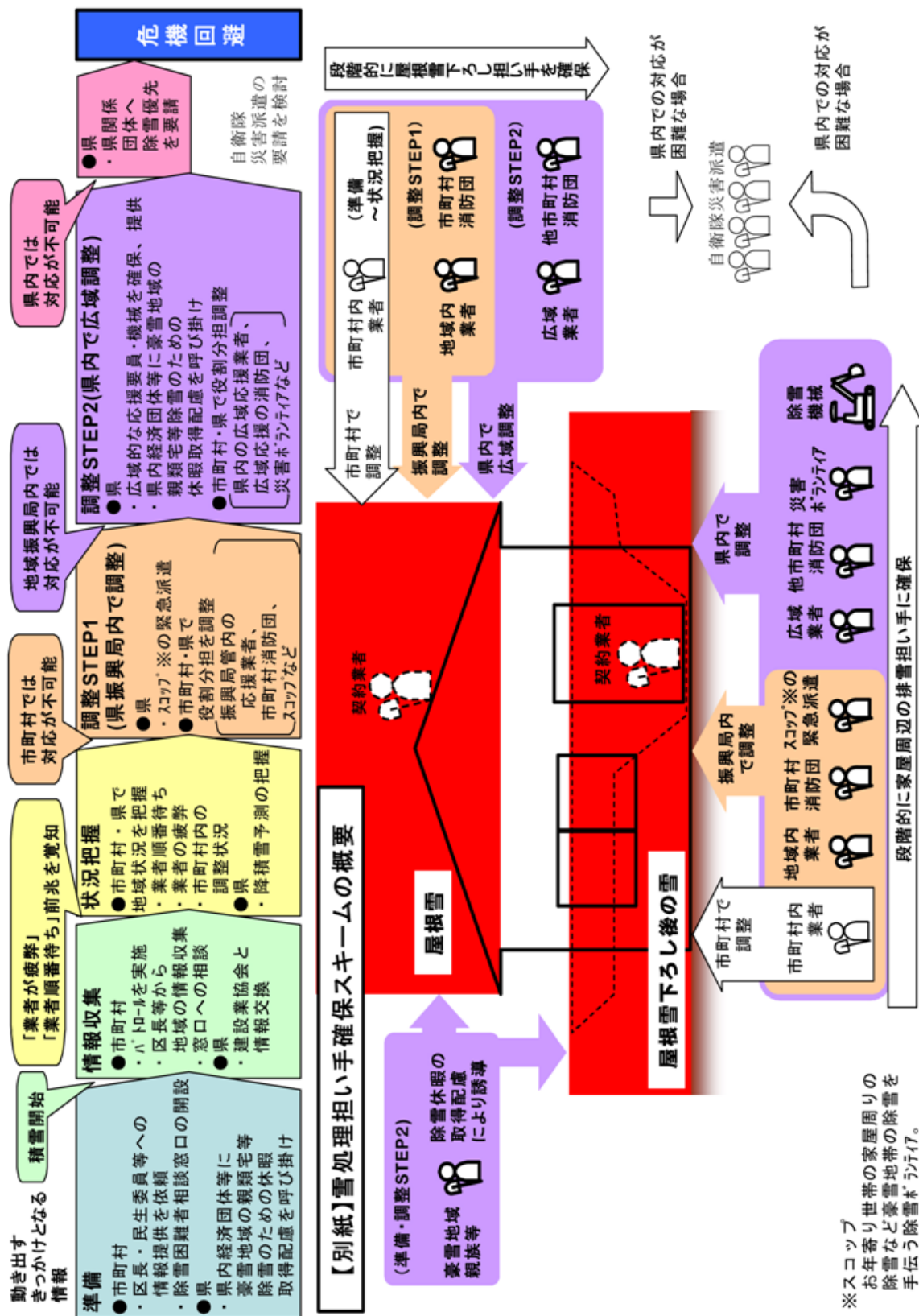
(4) 公的な援護を要する者の状況把握等

ア 高齢者等要援護世帯、除雪困難世帯の名簿を平常時から作成し、地域（自治会、自主防災組織、民生委員など）との情報の共有化に努める。

イ 地域（自治会、自主防災組織、民生委員など）とともに除雪困難世帯等の積雪期における見守り体制の整備に努める。

(5) 雪処理の担い手の確保

市は、過疎・高齢化に伴う雪処理の担い手不足や豪雪時における雪処理の担い手不足に対応するため、平成 23 年 12 月から運用を開始している別紙「雪処理担い手確保スキーム」を基本に、豪雪時における雪下ろし等除排雪作業の担い手の円滑な確保にあたり連携・協力するとともに、除雪ボランティアの受入環境の整備を推進する。



第2節 気象情報等伝達計画

1 計画の方針

雪害は気象予報、降・積雪状況から災害危険をある程度予測することができる。
従って、雪に関する観測、情報の適切な伝達体制を整備し、雪害応急対策が効率的に行われるように図っていくものとする。

2 雪に関する気象情報伝達系統図

(1) 気象注意報・警報等の伝達

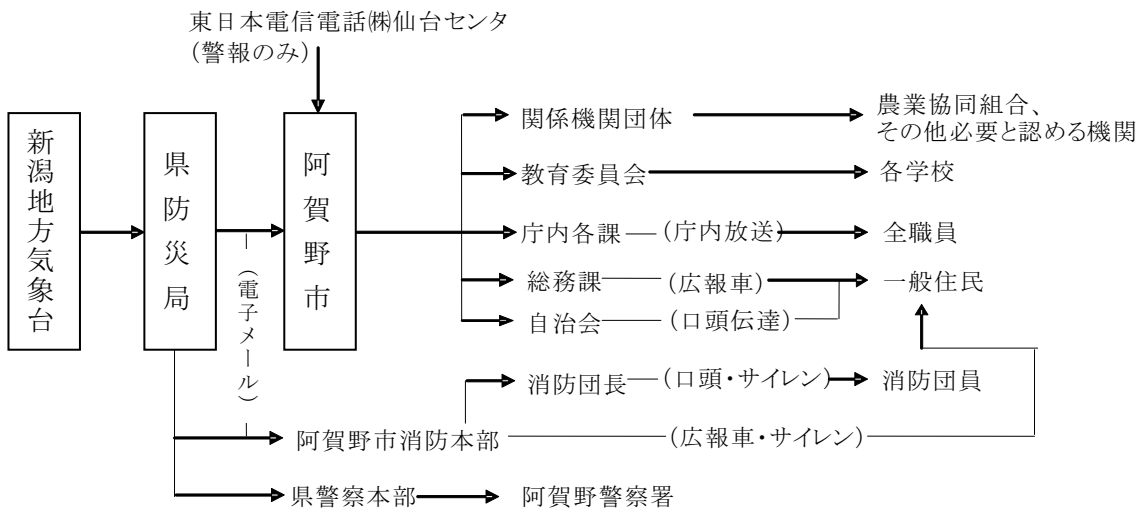
災害応急対策責任者は、気象注意報・警報等の受領伝達が迅速かつ正確になされるよう、各機関ごとに体制を整備するものとする。この場合において、特に休日・夜間における体制に留意し、関係機関相互に徹底を図るものとする。

ア 県防災局等から当市に伝達される気象注意報・警報等については、総務課気象警報伝達責任者(総務課長)において受領し、速やかに建設課に伝達するものとする。
建設課は関係機関及び住民に周知させるため、適切な処置を講ずるものとする。

特に夜間・休日においては、警備員が警報等を受領した場合は、直ちに総務課長に報告してその指示を受け、伝達系統により通報するなどの臨機の措置を講ずるものとする。

気象警報伝達責任者	受 領 伝 達 係
総務課長	勤務時間内 総務課長補佐・防災担当係員 夜間・休日 警備員

イ 伝達等系図



ウ 有線通信途絶の場合、当市に伝達された防災に関する警報・指令等の伝達は、防災無線通信を利用するものとし、無線通信が使用不能若しくは、使用困難な場合は、広報車及び使送によるものとする。

3 雪害に関する気象情報の概要

(1) 気象業務法に定める気象注意報・警報等

新潟地方気象台が下越新潟地域を対象に、発表する雪に関する気象注意報・警報等の種類及び発表基準は次のとおりである。

阿賀野市	府県予報区	新潟県	
	一次細分区域	下越	
	市町村等をまとめた地域	新潟地域	
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	雨量基準	3 時間雨量 90mm
		土壌雨量指数基準	119
	洪水	雨量基準	3 時間雨量 90mm
		流域雨量指数基準	安野川流域=11, 折居川流域=16
		複合基準	—
	暴風	平均風速	20m/s
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地：6 時間降雪の深さ 30cm 山沿い：12 時間降雪 55cm
注意報	大雨	雨量基準	平坦地：3 時間雨量 60mm 平坦地以外：1 時間雨量 40mm
		土壌雨量指数基準	95
	洪水	雨量基準	平坦地：3 時間雨量 60mm 平坦地以外：1 時間雨量 40mm
		流域雨量指数基準	安野川流域=6, 折居川流域=13
		複合基準	—
	強風	平均風速	4～9 月 12m/s 10～3 月 15m/s
	風雪	平均風速	4～9 月 12m/s 10～3 月 15m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地：6 時間降雪の深さ 15cm 山沿い：12 時間降雪 30cm
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	融雪	1. 積雪地域の日平均気温が 10℃以上 2. 積雪地域の日平均気温が 7℃以上、かつ、日平均風速 5m/s 以上か日降水量が 20mm 以上	
	濃霧	視程	100m
	乾燥	最小湿度 40% 実効湿度 65%	
	なだれ	1. 24 時間降雪の深さが 50cm 以上で気温の変化が大きい場合 2. 積雪が 50cm 以上で最高気温が 8℃以上になるか、日降水量 20mm 以上の降雨がある場合	

	低温	5～9月：日平均気温が平年より3℃以上低い日が3日以上継続 11～4月：海岸 最低気温-4℃以下 平野 最低気温-7℃以下 山沿い 最低気温-10℃以下	
	霜	早霜・晩霜期に最低気温3℃以下	
	着氷・着雪	1. 著しい着氷が予想される場合 2. 気温0℃付近で、並以上の雪が数時間以上降り続くと予想される場合	
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	100mm

(2) 天気予報、週間予報、季節予報の発表

種 類	発表日時
天気予報	毎日 5時、11時、17時、修正時
週間天気予報	毎日 11時、17時（修正時）
1か月予報	毎週 金曜日 14時30分
3か月予報	毎月 25日 14時（原則として）
寒候期予報	9月の3か月予報発表日と同日 14時

(3) 降雪量予報の発表

降雪に対する防災効果を上げるため、概ね12月～3月までの期間、県内を13地域に分割した降雪量を発表する。

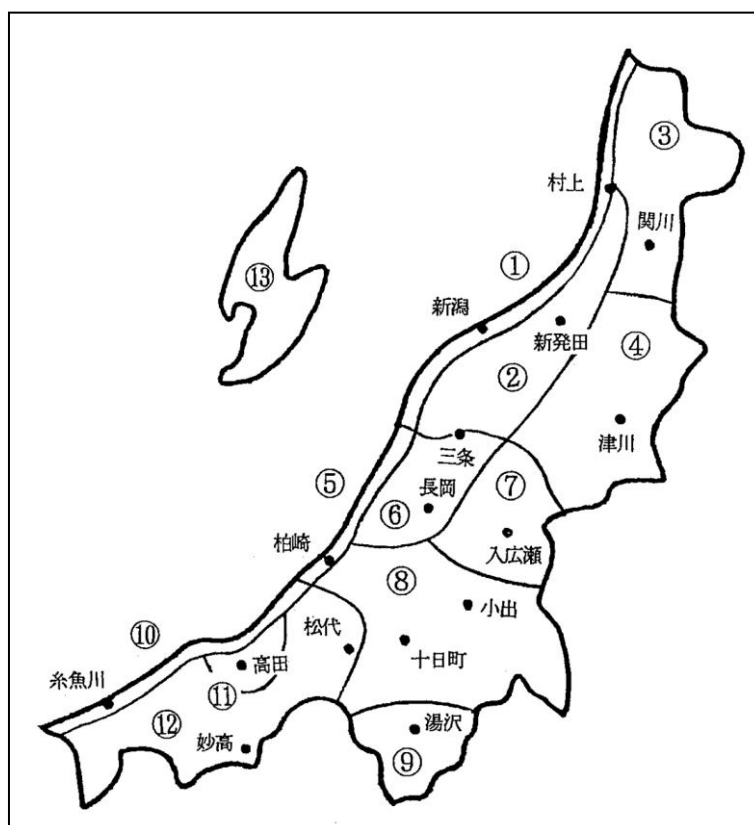
ア 発表時刻及び内容

8時：当日9時～翌日9時の24時間の予想降雪量

16時：当日17時～翌日9時の16時間の予想降雪量

イ 予報地域区分

番 号	地 域 名
①	下越海岸
②	下越平野
③	下越山沿北部
④	下越山沿南部
⑤	中越海岸
⑥	中越平野
⑦	中越山沿北部
⑧	中越山沿中部
⑨	中越山沿南部
⑩	上越海岸
⑪	上越平野
⑫	上越山沿
⑬	佐渡



4 市長が行う警戒区域及び避難勧告の住民への周知

(1) 気象注意報・警報等により予想される雪害に対処するため、市長が行う警戒区域及び避難勧告の伝達体制は気象注意報・警報等伝達体制に準ずるものとする。

(2) 道路パトロール

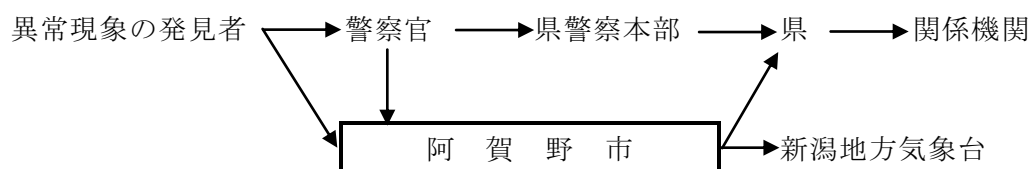
警戒区域及び豪雪状況等を把握するため建設課は、随時パトロールを実施するものとする。

5 異常現象を発見した者の通報

災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者は、市長、警察官のうち通報にもっとも便利な者に速やかに通報するものとする。

この場合において、市長がこれを受けた場合は県知事へ、警察官がこれを受けた場合は市長及び県知事へ、その所有する専用通信施設又は電気通信施設により速やかに通報するものとする。また通報を受けた市長は県知事へ通報すると同時に新潟地方気象台へ通報するものとする。

【異常現象の発見者の速報系統図】



第3節 市職員の配備・招集計画

1 計画の方針

市の機関による災害応急対策を迅速に推進するための情報の伝達及び職員招集体制等を次のとおり定める。

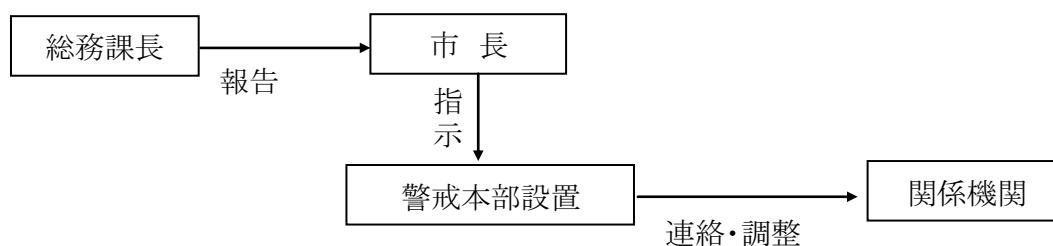
2 市職員の災害発生前の警戒配備

(1) 警戒本部の設置

災害の発生するおそれのある気象注意報・警報の発令等により、少人数での阿賀野市警戒本部(以下「警戒本部」という。)を設置する。

情報収集並びに来たる災害に準備することにより、災害対策本部が設置された際に迅速に災害に対処することを図っていく。

(2) 警戒本部の体系図



(3) 警戒本部の設置基準及び設置場所

ア 警戒本部設置及び廃止基準

市長は次の場合に警戒本部を設置し、又は廃止する。

(ア) 設置基準

災害の発生するおそれのある各種の気象注意報・警報の発令、長期の降雪等により、各種の災害が予想される時は、総務課長は市長に報告し、その指示により設置する。

(イ) 廃止基準

- a 災害対策本部が設置された場合
- b 当該災害に対する応急救助等の措置が終了したとき
- c 災害の発生のおそれがなくなったとき

イ 設置場所

警戒本部は、総務課に設置する。

(4) 組織

警戒本部員は、総務課・建設課その他関係職員で構成し、必要に応じて招集する。

(5) 所掌事務

警戒本部の事務は、次の各号に掲げるものとする。

- ア 情報の収集及び伝達に関すること
- イ 警戒活動の調整に関すること
- ウ 関係機関との連絡調整に関すること
- エ その他必要な事項

3 市職員の災害発生時の配備

(1) 基本方針

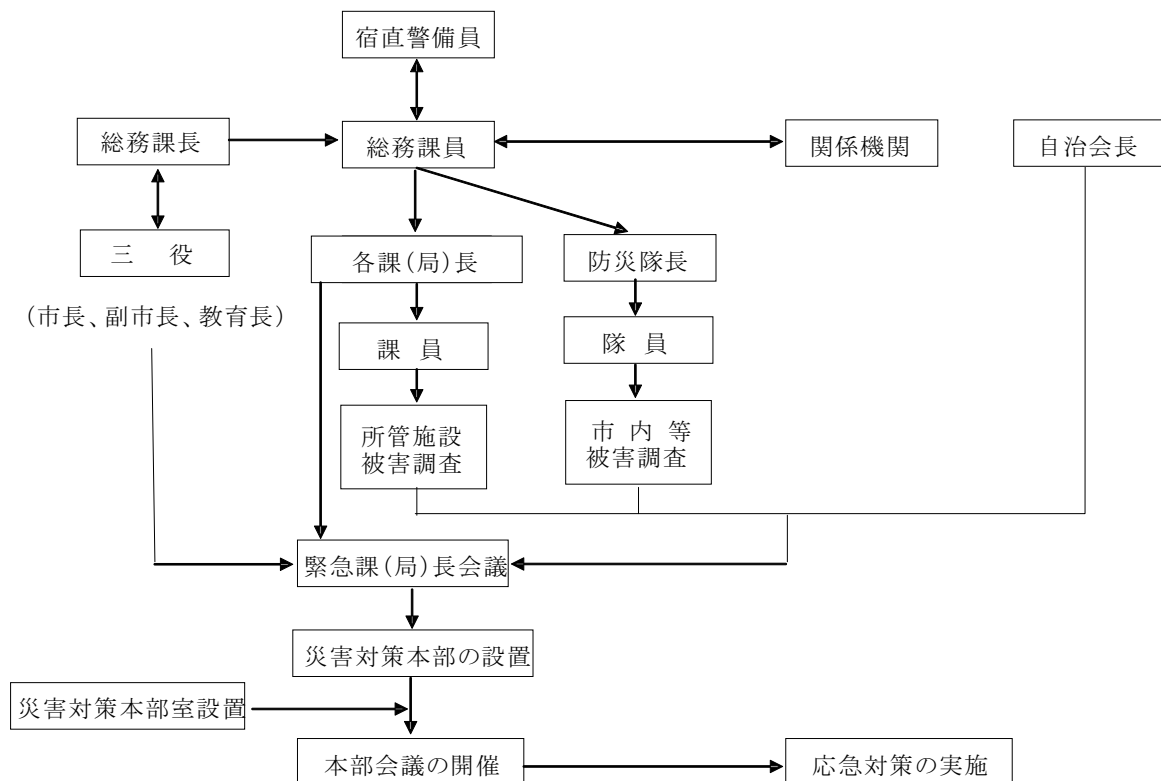
災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その被害の拡大を防止し、又は被害の発生を防御するため、市長(災害応急対策責任者)は災害対策本部を設置し、所要の処置を講ずる。なお、雪害時における災害対策本部の組織・運営については一般災害対策に準ずるものとする。(一般災害対策編第3章第1節「災害対策本部の組織・運営計画」参照。)

災害対策本部の部長は、部員により災害対策を実施するものとするが、災害対応に人員が不足する部は、他の部から応援を受けるものとする。

(2) 阿賀野市災害対策本部の配備体制

区分	発 令 基 準	配 備 体 制
第1配備	1 大雨、洪水、強風等の警報が発令され、阿賀野川及び市内中小河川の水位の上昇により、市内で内水はん濫のおそれがあるとき ・基準雨量：市内1時間雨量20mm ・阿賀野川はん濫注意水位(馬下20.15m/満願寺6.50m) ・住民避難準備情報発令検討 2 市長が必要と認めたとき	1 総務課・建設課 全職員 2 支所および応急対策が必要な課(局)で、あらかじめ指定された職員 3 防災隊 隊長、副隊長、班長 4 その他の職員は自宅待機とする ※ 登庁する職員は、できる限り周辺区域の被災状況調査を行い、登庁する。
第2配備	1 大雨、洪水、強風のいずれかの警報が発令され、阿賀野川及び市内中小河川の水位の上昇により、市内全域において内水はん濫が発生するとき ・基準雨量：市内1時間雨量40mm、3時間雨量70mm ・阿賀野川避難判断水位(馬下22.60m/満願寺8.45m) ・住民避難勧告発令検討 2 市長が必要と認めたとき	全 職 員 ※ 登庁する職員は、できる限り周辺区域の被災状況調査を行い、登庁する。

第3 配備	1 市内全域で風水害等が発生し又は発生するおそれがあり、強力な組織をもって災害応急対策を実施する必要があるとき ・基準雨量：市内1時間雨量50mm超 ・阿賀野川はん濫危険水位（馬下22.80m/満願寺8.70m） ・住民避難勧告（指示）発令 2 市長が必要と認めたとき	全職員 ※ 登庁する職員は、できる限り周辺区域の被災状況調査を行い、登庁する。
----------	--	---



(注) 庁内放送が可能な場合は、庁内放送をもって伝達に代えることができる。

ア 各課(局)長は、上記(1)又は他の方法で災害の情報を得たときは、速やかに被害状況等の把握に努め、総務課長に報告するものとする。

イ 緊急課(局)長会議の招集

総務課長は、必要に応じて災害対策に関係する各課(局)長をメンバーとする「緊急課長会議」を開催し、迅速な応急対策について協議するものとする。

ウ 警備員の連絡

警備員は、次の情報を察知した時は、総務課員(防災担当職員)に連絡して指示をあおぎ、必要に応じて関係課(局)長及び職員に連絡するものとする。

(ア) 災害発生のおそれがある気象情報等が関係機関から通報され、又は自ら覚知し、緊急に応急処置が必要と認められる時

(イ) 災害が発生した時

(ウ) 災害発生のおそれがある異常現象の通知があった時

非常連絡用の職員名簿は、警備員室に常備しておくものとする。

エ 職員の登庁

職員は、時間内外を問わず、災害発生のおそれ、災害の発生又はテレビ・ラジオ等により災害の情報を知ったときは、登庁するものとする。

この場合、自ら又は家族が被災した職員は、その旨を所属長に連絡するとともに、家族の避難、病院への収容等必要な措置をとった後登庁するものとする。

登庁する際は、付近の被害状況をできる限り調査し、応急対策実施時に迅速かつ的確に活動できるよう努める。

オ 登庁職員等による応急対策の実施

登庁した職員等は、その職務について権限を有する者が不在の場合には、臨機の判断により迅速かつ的確な応急対策を実施するものとする。この場合、当該職員は、事後、速やかに実施業務の内容の権限を有する者に報告するものとする。

第4節 孤立予想地区の通信・連絡体制等の整備

1 計画の方針

(1) 基本方針

冬期間の孤立に備え、孤立予想地区における通信確保対策や孤立発生時の医療及び物資等の救援体制整備等を促進する。

(2) 災害時要援護者への配慮

災害時要援護者が速やかに地区外へ避難できるように、連絡体制、移動手段及び受入体制を確保する。

2 住民及び地域の役割

(1) 住民の役割

孤立予想地区の住民は、当該地区の雪崩発生危険箇所等の情報を熟知し、危険の事前把握に努める。また、孤立予想地区の住民は、最低7日間分の食料、飲料水、生活必需品、燃料を各家庭で備蓄する。

(2) 地域の役割

雪崩等の発生時に、住民の安否確認をとれる体制の構築に努めるとともに、救出、炊き出し等の実施、市への初期的な被害状況の報告、救援の要請等を住民自が行えるよう、住民組織による防災訓練等の実施に努める。

(3) 企業・事業所の役割

孤立予想地区の企業・事業所は、孤立時における施設や資機材提供等について、あらかじめ住民組織と協議する。

3 市の役割

(1) 孤立が予想される地区の事前把握

孤立が予想される地区の事前把握と地域住民への周知に努める。

(2) 雪崩発生危険箇所の周知と巡視等

ア 雪崩発生危険箇所を県と連携して住民に周知する。

イ 道路巡視等により、危険の事前把握及び関係機関等への連絡を行う。

(3) 孤立時の通信の確保

ア 通信網の多ルート化による孤立時の通信確保のため、地域防災行政無線、衛星携帯電話を整備する。

イ 停電時の補助電源及び非常用電源を整備する。

ウ 冬期間の臨時的措置として、孤立予想地区に対して、衛星携帯電話・無線機等の貸与や携帯及び簡易移動無線局の設置に努める。

エ 孤立が予想される地区における緊急時の通信・連絡体制について、住民に周知する。

(4) 防災拠点となる施設の確保

(5) 資機材（電源、水源、熱源等）の整備、物資の備蓄と事前配置

(6) ヘリポート適地の確保

集落の孤立に備えたヘリポート適地を確保（積雪の多い場合は、グラウンド等地面の状況にこだわることなく、河川敷、田畑等の付近に障害物のない場所を圧雪する）し、併せて、積雪に備えた装軌車両の確保に努める。

第5節 建築物の雪害予防計画

1 計画の方針

(1) 基本方針

建築物の倒壊や屋根雪落下による事故等の防止に関し、必要な事項について定める。

(2) 除雪困難世帯等への配慮

除雪困難世帯等に対し、民生委員、福祉団体等による訪問等を行い、積雪状況の把握に努める。これらの世帯の除雪に当たっては、地域社会の連帯、相互扶助等による組織的な取り組みがなされるよう配慮する。

2 住民の役割

建築物等の新築、改良工事等に当たっては、屋根雪処理の軽減や周辺への影響に十分配慮した屋根雪処理方式とするよう努める。

屋根雪処理作業を実施する際には、複数人での実施に努め、落下事故等に留意する。

3 公共施設

公共施設の除雪については、それぞれの施設管理者において除雪計画をたてて措置すべきものとするが、異常降雪等を考慮し、市はこれらの総合的調整を図り必要に応じて除雪要員の動員等を実施し得るよう対策を講ずるものとする。

4 一般建物

市は、除雪及び積雪の状況により、自治会長を通じて、一斉に屋根の雪おろしを行うよう督促し、家屋倒壊による事故防止に努めるとともに、除雪後の非常口の設定について指導するものとする。特に、老人世帯、母子世帯、身体障害者世帯及び生活保護法による被保護者等の家屋については、民生委員及び福祉団体等の連携を図り訪問点検体制を整備するとともに、関係者の協力を得て除雪体制の確立に努めるものとする。

5 老人世帯等の雪降し対策

老人世帯・母子世帯・身体障害者世帯等は、災害発生時の対応力が弱いので、これらの世帯に対する雪害防止体制を再点検し、地域住民の連帯意識による組織的な災害防止体制の強化を図る。

老人世帯・母子世帯・身体障害者世帯等の家屋の雪降し対策については、「阿賀野市老人世帯等雪降し費扶助事業実施要綱」の定めるところによる。

資料編 「阿賀野市老人世帯等雪降し費扶助事業実施要綱」

6 消防施設の除雪

降雪により消火栓等消防施設の使用が不能とならないよう、消防団及び消防署はそれぞれ管理除雪体制を確立し、消防施設の確保に努めるとともに、自治会長等を通じ地域住民にも周知徹底を図り、消火栓及び防火水槽取水口の除雪については、各自治会の協力も得て行うものとする。

7 住宅・建築物の安全性に対する指導

建築物等の所有者に対して新築、改良工事等に際し、屋根雪処理の軽減や周辺への影響について十分配慮した屋根雪処理方式とするよう指導に努める。

第6節 電力・通信の確保計画

1 電力供給確保対策

電力供給施設雪害予防計画については、東北電力㈱の定めるところによる。

2 公衆通信確保対策

公衆通信施設雪害予防計画については、N T T 東日本㈱及び関連会社の定めるところによる。

第 7 節 道路交通の確保

1 計画の方針

冬期間の交通の確保により、民生の安定と産業・経済の振興を図り、あわせて予期せざる降雪による被害を軽減するため、毎年国・県の除雪計画と協議しながら道路除雪計画を定めるものとする。

2 道路除雪対策本部の設置

市は、冬期間（概ね 12 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで）の間、道路除雪対策本部を設置し、適切な除雪対策をすすめる。なお、異常降積雪等により災害対策基本法に基づき市に災害対策本部が設置されたときは、その事務は災害対策本部に引継ぐものとする。

3 除雪路線の分担

- （１）国道 49 号は国土交通省が、国道 290 号・460 号は県が除雪する。
- （２）県道は、原則的に県が除雪するが、一部については市が県の委託を受けて除雪する。
- （３）市道は、特に交通の確保を必要とする主要路線について市が行う。

4 除雪実施体制

市は、幹線市道を主体に路線の重要性、交通量、除雪の可能性を勘案しながら、計画的に除雪する。

（１）平常時における体制

概ね 10～15cm の積雪に至ったときは、原則として早朝除雪を実施する。また、10～15cm 以上の積雪のおそれがあるときは、深夜（午後 10 時～午前 3 時）を除き出動できる体制を整えるものとする。

（２）緊急時における体制

概ね 50～70cm の積雪があり、なお降雪が続くときは早朝除雪に加えて、日中除雪をも実施して、交通の確保を図る。

（３）異常時における体制

概ね 70cm 以上の積雪があり、なお降雪が続くようなときは、阿賀野市豪雪対策本部へ移行する。

5 交通規制

市は、冬期間の道路交通の安全と円滑な除雪作業のため、阿賀野警察署と打合せの上、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 除雪路線に対する臨時交通規制の実施
- (2) 除雪妨害駐車車両のパトロール及び指導

6 定期バス路線の確保

当市に定期バスを運行する業者は、除雪関係者と協力の上、極力定期バスの運行を図るものとする。

7 市街地の除雪

- (1) 屋根の雪下ろし等が必要となる場合は、市、警察署、自治会、建設業者、関係機関等の代表者をもって構成する除雪対策協議会を市に設置し、除雪作業の調整、受益者並びに住民協力の確保等により、道路除雪の円滑な実施を図るものとする。
- (2) 雪捨て場の選定に当たっては、事前に関係機関が十分協議するとともに、住民に対してその位置を周知し、みだりに中小河川へ雪を捨て溢水等の災害を引き起こさないよう配慮を行うものとする。
- (3) 学校周辺の通学路を中心に歩道除雪を実施する。特に児童、生徒が車道を通行し危険にさらされることのないよう歩道の降雪、積雪状況を把握し、除雪を行うものとする。

8 除雪計画

その他ここに定めるもののほか、必要な事項は各年度の除雪計画による。

9 豪雪時における除雪(排雪)体制

豪雪時における作業体制は、次のとおりとする。

- (1) 第3節「市職員の配備、招集計画」によるものとする。
- (2) 道路排雪
阿賀野市道路排雪費補助金交付要綱(平成16年告示第33号)に基づき住民の協力体制により実施する。
資料編 「道路排雪費補助金交付要綱」

10 豪雪時における道路除排雪対策

異常豪雪時や地吹雪等により除雪作業が実施できない場合は、適切な交通規制を行い通行の安全を確保するものとする。

また、異常豪雪等により除雪路線が途絶した場合は、避難路、緊急交通路及び防災上重要な道路を優先して、適切な交通規制を行い除排雪を実施する。

除排雪作業に伴う交通規制に関しては、阿賀野警察署と十分打合せの上、実施するものとする。

交通規制により車両が滞留し、その場で長時間停止することとなった場合は、適切

なう回路を指示するとともに、関係機関と協力し必要な対策を講ずる。

第8節 雪崩防止施設等の整備

1 計画の方針

市は、山間多雪地帯において、生活や産業活動の安全な環境を実現するため、雪崩防止等の施設を整備し、雪崩の発生及び雪崩による被害の発生を防止する。

雪崩防止施設等を計画する場合は、施設等の機能を十分に発揮できるよう、発生区、走行区、堆雪区の各区における勾配、地形、土質、雪崩の種類等の条件を考慮し、保全対象の種類に応じて適切な施設を選定する。

2 市の役割

(1) 雪崩危険箇所の周知

市は、雪崩災害防止のため、住民に雪崩に関する知識の啓発に努めるとともに、県と協力し「雪崩危険箇所図」等を用い雪崩危険箇所の周知を図る。

(2) 雪崩防止施設等の整備

ア 雪崩防護施設等の整備

市管理道路及び道路の附属施設の保全及び交通の安全を確保するため、防護柵・防護擁壁・スノーシェッド・雪崩割り・誘導工等の防護施設の整備に努め、雪崩災害発生の防止を図る。

イ 雪崩防止施設等の点検整備

雪崩防止施設等の機能を有効に発揮させるため、整備・点検に努める。

また、降雪時においては、積雪の状況を把握するとともに、積雪深計、雪崩監視装置の設置に努めるほか、パトロール及び巡視員等により整備・点検を行い、必要に応じ雪底処理等の緊急対策を実施する。

第9節 豪雪時の医療対策

1 急患発生対策

豪雪による交通途絶のため医療施設までの患者輸送が困難な場合は、医療班による派遣診療又は搬送隊の編成等必要な措置を講ずるものとする。

第 10 節 教育条件の整備

1 計画の方針

市教育委員会は、豪雪時における小・中学校の授業確保について、各学校・PTA・自治会等の協力を得て、その方法等協議し定めておくものとする。

また、児童、生徒の安全を確保し、正常な学校運営を期するため次の措置を講ずるものとする。

2 通学道路の確保

市は、居住地区を中心に除雪機械等により通学路を確保するとともに登下校等の際は集団で通学を行わせ、必要によっては父兄等が誘導する。

また、なだれのおそれのある箇所については、児童、生徒にはっきりわかるような標識をたてて、う回又は、注意して通るよう指導する。

3 施設内における非常口、避難場所の設置

学校等の施設内における事故発生に備えて、常に非常口の確保に努め避難所及び避難場所を整備し、児童、生徒が危険な場所で遊ばないよう関係者は注意する。

4 学校建物の雪害防止

市は、校舎及び屋内運動場等の屋根の除雪については除雪計画をたてて、学校の日常の管理者(校長等)との間で連絡を保ち、実施の徹底を期するとともに次の措置を行うものとする。

- (1) 気象情報の伝達、除雪のための動員系統を明らかにするなど雪害防止に努める。
- (2) 屋根の積雪量に注意し、雪おろしの時期を失わないよう徹底を図るとともに、許容量に達するおそれのあるときは、直ちに雪おろしをする。
- (3) 設計上の許容量を超える積雪量に達するおそれのあるときは、雪おろしをするまでの間、当該建物の使用禁止の措置をする。
- (4) 除雪計画は危険度の大きい建物から実施するよう計画し、事故の未然防止に努める。
- (5) 雪害に対する知識の普及
学校においては、児童、生徒に対して雪害の知識を与えるとともに、避難訓練及び交通訓練を行う。

第 11 節 雪崩事故の防止と応急対策

1 計画の方針

市及び関係機関は、雪崩による事故を回避するため、雪崩発生危険箇所（以下「危険箇所」という）のパトロール及び、住民の事前避難や雪庇落とし等の事前回避措置の実施により雪崩による災害の発生防止に努める。また、雪崩により被害が発生した場合は、救助活動等の応急措置を迅速に行い、被害の軽減と二次災害の発生防止に努めるものとする。

2 危険箇所の警戒

（１）道路の危険箇所のパトロール

道路管理者は積雪期間中雪崩危険箇所のパトロールを実施し、早期発見と事故防止に努めるものとする。

（２）市による監視

市は、雪崩発生危険箇所に近接している民家、不特定多数の者が利用する公共施設、集会施設及び旅館等のパトロールに努めるものとする。

また、危険度合を見極めて関係者に早期に通告する等適切な措置を講じるものとする。

（３）住民の心構え

地域住民は、居住地周辺の地形、積雪の状況、気象状況等に注意し、雪崩災害から自らの命を守るため相互に協力するとともに、雪崩の兆候等異常な事態を発見した場合は直ちに市役所に通報し、必要に応じて自主的に避難するものとする。

3 事前回避措置の実施

（１）住民への雪崩情報の周知

ア 市は、気象状況、積雪の状況、危険箇所の巡視の状況等を分析し、雪崩の発生の可能性について住民に適宜広報を行い、注意を喚起するものとする。

イ 雪崩発生により人家に被害が発生する可能性が高いと認めたときは、住民に対し避難の勧告又は指示を行うものとする。住民が自主的に避難した場合は、直ちに公共施設等に受け入れとともに十分な救援措置を講じるものとする。

（２）道路施設の対策

道路の施設管理者は、雪崩の危険箇所を発見したときは、当該区間の通行を一時停止し、雪庇落とし等の雪崩予防作業を行い、雪崩発生の事前回避に努めるものとする。

4 雪崩発生時の応急措置

(1) 雪崩発生状況の把握及び被災者の救助

ア 市は、自らの巡視又は他の関係機関・住民等からの通報により雪崩の発生を覚知したときは、直ちに被害の有無を確認し、県防災局及び新発田地域振興局へ状況を報告するものとする。

イ 住民等が被災した場合は、直ちに消防署、消防団、警察署と連携し救助作業を行うとともに、必要に応じて県に自衛隊の派遣要請を依頼するものとする。

ウ 住居を失った住民を公共施設等に受け入れ、十分な救援措置を講じるものとする。